

令和7年清瀬市議会第2回定例会

市長提出議案

議案番号	議案名等	概要	議決日 結果
議案 第25号	専決処分の報告について（清瀬市市 税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布があった地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、清瀬市市税条例の一部を改正する条例（令和7年清瀬市条例第10号、令和7年4月1日公布）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和7年第5号</p> <p>2 専決処分日 令和7年4月1日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>（1）軽自動車税の種別階級に係る二輪車の車両区分を見直しました。</p> <p>（2）長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を2年延長しました。</p> <p>（3）地方税法の一部改正により、条例における文言及び引用条項を改めました。</p> <p style="text-align: right;">所管課 課税課、総務課</p>	6月26日 承認
議案 第26号	専決処分の報告について（清瀬市都 市計画税条例の一部を改正する条 例）	<p>去る3月31日に公布があった地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年清瀬市条例第11号、令和7年4月1日公布）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和7年第6号</p> <p>2 専決処分日 令和7年4月1日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>地方税法の一部改正により、条例における引用条項を改めました。</p>	6月26日 承認

		所管課 課税課、総務課	
議案 第27号	専決処分の報告について（清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	<p>去る3月31日に公布があった地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和7年清瀬市条例第12号、令和7年4月1日公布）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同法同条第3項の規定により議会に報告するとともに、承認を求めるものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 専決処分番号 令和7年第7号</p> <p>2 専決処分日 令和7年4月1日</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 基礎課税分の課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金分の課税限度額を「24万円」から「26万円」に改めました。</p> <p>(2) 国保税の均等割額軽減判定所得基準について、被保険者数等の人数に乗ずる金額を、5割軽減基準額では「29.5万円」から「30.5万円」に、2割軽減基準額では「54.5万円」から「56万円」に改めました。</p>	6月26日 承認
		所管課 保険年金課、総務課	
議案 第28号	令和7年度清瀬市一般会計補正予算（第1号）	<p>この補正予算は、定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる方に1万円単位で給付を行った当初調整給付の算定において、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方等に対し、不足額の給付を行うため増額補正をするものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 予算総額</p> <p>(1) 現予算総額 39,375,000千円</p> <p>(2) 補正予算額 353,716千円</p> <p>(3) 補正後予算総額 39,728,716千円</p> <p>2 補正予算歳入額 353,716千円</p> <p>(1) 国庫支出金 353,716千円 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)</p> <p>3 補正予算歳出額 353,716千円</p>	6月6日 可決

		(1) 民生費 清瀬市定額減税補足給付金(不足額給付) 給付事業 353,716千円 所管課 財政課	
議案 第29号	令和7年度清瀬市一般会計補正予算 (第2号)	補正前の歳入歳出総額 39,728,716千円 補正後の歳入歳出総額 39,820,292千円 補正予算歳入額 91,576千円 主なもの 国庫支出金 57,499千円 都支出金 23,297千円 繰入金 10,780千円 補正予算歳出額 91,576千円 主なもの 総務費 22,577千円 民生費 2,042千円 農林業費 10,300千円 商工費 46,750千円 教育費 9,907千円 所管課 財政課	6月26日 可決
議案 第30号	清瀬市市税条例の一部を改正する条例	去る3月31日の地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、同法における令和7年7月以後施行分の改正規定に沿って条例の一部を改正するものです。 主な改正点 1 個人市民税に係る特定親族特別控除を創設する。 2 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税方式を見直す。 3 公示送達制度の見直しに係る規定を整備する。 所管課 課税課	6月26日 可決
議案 第31号	清瀬市立老人いこいの家設置条例の一部を改正する条例	清瀬市竹丘老人いこいの家を多世代交流施設へ建て替えることにより、同施設を廃止する等のため、条例の一部改正をするものです。 所管課 福祉総務課	6月26日 可決
議案	清瀬市道の路線の認定について	清柳橋の架替え及び開通に併せて、新たに取付道路となる	6月26日

第 32 号		<p>部分について区間が確定したことから市道の路線を認定する ものです。</p> <p>認定路線</p> <p>1 清瀬市道0104号線 (旭が丘五丁目から下宿三丁目まで)</p> <p style="text-align: right;">所管課 道路交通課</p>	承認
議 案 第 33 号	清瀬市立清瀬第三小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約	<p>去る4月24日に清瀬市立清瀬第三小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約の競争入札の開札において、落札者を選定しました。</p> <p>この契約は、予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約件名 清瀬市立清瀬第三小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約</p> <p>2 契約金額 172,700千円</p> <p>3 契約の相手方 東京都清瀬市松山一丁目12番3号 有限会社今村組</p> <p style="text-align: right;">所管課 総務課、教育企画課</p>	6月6日 可 決
議 案 第 34 号	清瀬市立清瀬第十小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約	<p>去る4月24日に清瀬市立清瀬第十小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約の競争入札の開札において、落札者を選定しました。</p> <p>この契約は、予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 契約件名 清瀬市立清瀬第十小学校体育館大規模改造工事（建築・機械設備）請負契約</p> <p>2 契約金額 200,200千円</p> <p>3 契約の相手方 東京都清瀬市下宿二丁目472番地 大木工業株式会社清瀬支店</p>	6月6日 可 決

		所管課 総務課、教育企画課	
議案 第35号	清瀬市立芝山小学校受変電設備等改修工事請負契約	<p>去る4月24日に清瀬市立芝山小学校受変電設備等改修工事請負契約の競争入札の開札において、落札者を選定しました。</p> <p>この契約は、予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 清瀬市立芝山小学校受変電設備等改修工事請負契約 2 契約金額 188,650千円 3 契約の相手方 東京都清瀬市松山二丁目3番2号 株式会社宇都宮電気商会 <p>所管課 総務課、教育企画課</p>	6月6日 可決
議案 第36号	清瀬市立十小学童クラブ建設工事請負契約	<p>去る4月24日に清瀬市立十小学童クラブ建設工事請負契約の競争入札を行った結果、落札価格に至らなかったため、最低価格で入札した業者と協議を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約を行います。</p> <p>この契約は、予定価格が1億5千万円以上の工事請負契約であり、企業と正規に契約を締結するには地方自治法第96条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年清瀬町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約件名 清瀬市立十小学童クラブ建設工事請負契約 2 契約金額 394,900千円 3 契約の相手方 東京都西東京市芝久保町五丁目6番28号 大春建設株式会社 <p>所管課 総務課、生涯学習スポーツ課</p>	6月6日 可決
議案 第37号	清瀬市監査委員の選任について	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、市議会議員より清瀬市監査委員を選任する必要があるため、同条同項の規定に基づき議会の同意を得るものです。</p>	6月6日 同意

		<p>選任候補者</p> <p>鈴木 たかし 氏</p>	
議案 第38号	清瀬市監査委員の選任について	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条第1項の規定により、識見を有する者より清瀬市監査委員を選任する必要があるため、同条同項の規定により議会の同意を得るものです。</p> <p>選任候補者</p> <p>中島 弘雅 氏</p> <p>所管課 未来創造課、監査委員事務局</p>	6月26日 同意
議案 第39号	人権擁護委員の推薦について	<p>人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聞くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <p>丹羽 英明 氏</p> <p>所管課 市民協働課</p>	6月26日 同意